

## 管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ開催要綱

### 1 目的

理容所・美容所数の増加や施設が大型化するなか、施設の維持管理や従業者の作業に係る衛生的管理を徹底することを目的に、昭和43年の理容師法、美容師法の一部改正により管理理容師制度、管理美容師制度が設けられた。

当該制度について本年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて指摘がなされたことから、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、有識者等関係者の参加を求めて「管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

### 2 ワーキンググループの構成等

- (1) 生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下にワーキンググループを設置する。
- (2) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (3) 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- (4) 必要に応じて、構成員の変更を行うことができる。

### 3 検討事項

- (1) 管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について
- (2) 管理理容師・管理美容師指定講習事業の研修内容について
- (3) 管理理容師・管理美容師の配置義務要件について
- (4) その他

### 4 その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (2) ワーキンググループは、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要綱に定めるものの他、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が健康局生活衛生課と協議の上定めることとする。

管理美容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ 構成員名簿

氏名	所属・役職
青山 昌義	東京都理容生活衛生同業組合副理事長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
片倉 啓介	(社)日本理容美容教育センター専務理事
○武井 寿	早稲田大学商学学院教授
藤原 國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長
前野 春枝	(社)全国消費生活相談員協会参与
松浪 紀	(財)理容師美容師試験研修センター専務理事
蓑島 稔	東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課課長補佐
村橋 哲矢	東京都美容生活衛生同業組合

○座長

(五十音順、敬称略)